

事務連絡
令和2年5月18日

監理団体の皆様へ

「農業技能実習評価試験」試験実施機関
(一般社団法人全国農業会議所)

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の解除を受けた 「農業技能実習評価試験」の対応方針について

農業技能実習評価試験については、日頃より格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言が発令されている間、感染防止のため本試験の延期にて対応することとし、監理団体及び実習実施者の皆様のご理解とご協力をいただいていたところ です。

このことについて、2020年5月14日に39県で同宣言が解除されたことを受け、下記の通り対応方針を整理しましたので、お知らせいたします。

なお、試験を延期していたことにより、試験実施に必要な各種手続きなどが集中いたします。監理団体の皆様におかれましては、現下の厳しい状況についてご理解いただきますとともに、試験の円滑な実施にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言が発令中の地域について

従前の方針に引き続き、試験の延期及び新規の試験設定を行わないこととします。なお、同宣言の期間が延長された場合は、同様に試験も延期します。

2. 緊急事態宣言が解除された地域について

(1) 試験再設定の開始

延期した試験について、2020年6月以降の日程で再設定を行います。その際、原則以下の優先順位で日程を定めることとし、当会議所より監理団体の皆様へ順次ご連絡をいたします。

また、新規の試験設定については、外国人技能実習機構の受検手続支援サイトに登録された受検希望日等を踏まえ順番にご連絡をいたします。

ただし、今後、再度宣言が発令された場合は改めて調整をいたします。

- ① 4月に予定していた試験
- ② 5月に予定していた試験
- ③ 6月に予定していた試験
- ④ 日程設定が未済の試験（新規の試験）

（２）受検料の取扱いについて

既に受検料を納入いただいている場合、再設定する試験に振り替えます。

（３）受検票について

試験を再設定した際に新たな受検票を郵送しますので、既に受検票が到着している場合は破棄してください。

3. 在留資格変更の特例について

技能実習評価試験の延期等で受検できないために、次段階の技能実習へ移行できない場合、受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能とされています。

在留期限が迫っている場合は、本特例の適用につきまして、所管の地方入国管理局へお問い合わせいただくようお願いいたします。

【参考】出入国在留管理庁ウェブサイト

(<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>)

以上

<本件についての問い合わせ先>
「農業技能実習評価試験」試験実施機関
(一社) 全国農業会議所 事務局
電 話 03-6910-1125
メー ル nougyou_shiken1@nca.or.jp